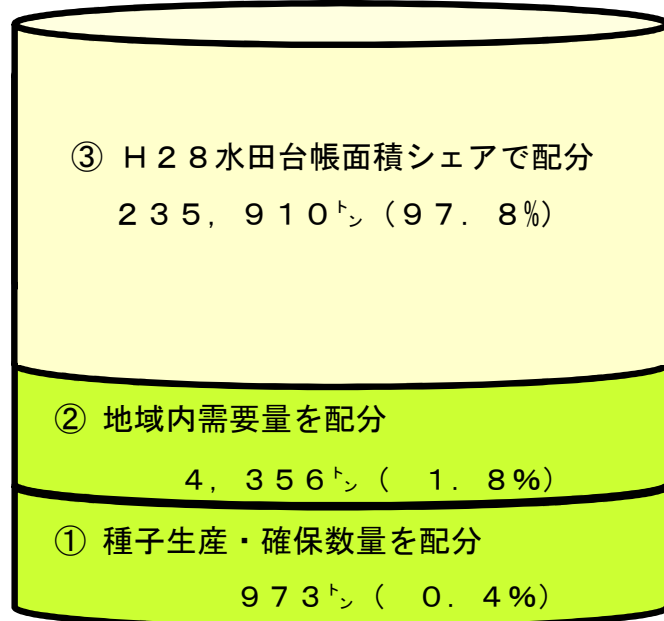


# 平成30年産米 地域協議会等別の「生産目安」の設定方針

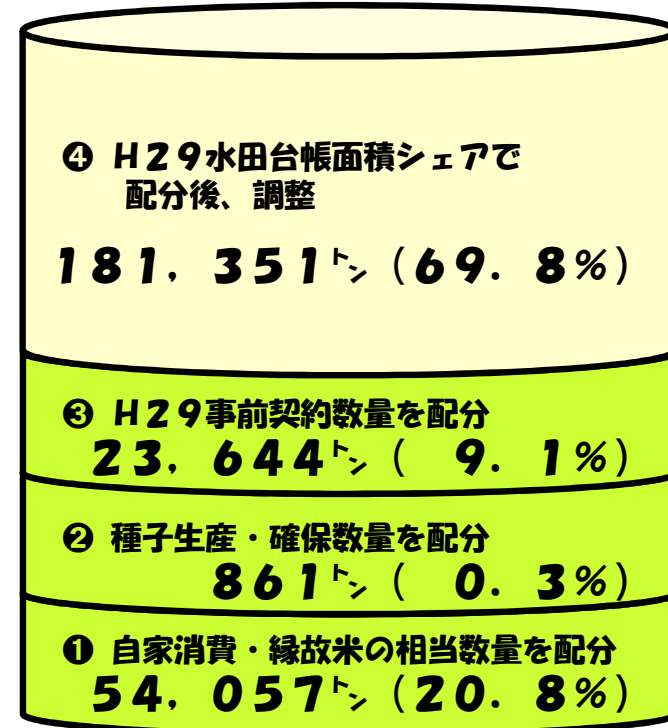
## 29年産米の設定方針



県から市町村への配分量の内訳

- (1) 市町村内で生産され、かつ、同市町村内の学校・病院・老人介護施設等で消費される需要量(②)、県実施要綱により樹立された種子生産計画に基づき生産・確保された水稻種子の平成25~27年の平均数量(①)を配分する。
- (2) 国からの生産数量目標から①・②を引いた残量を、各市町村の直近の水田台帳面積のシェアに応じて配分する(③)。
- (3) 緩和措置として(1)と(2)の合計で算出された量が
  - ア 平成28年産の生産数量目標の96.9%以下となった場合、96.9%とする。
  - イ 平成28年産の生産数量目標の100%以上となった場合、100%とする。

## 30年産米の設定方針



県協議会から地域協議会等へ提示する生産目安の内訳

- (1) 地域協議会等の農家戸数に一律10aを乗じ、さらに、市町村別の10a当たり単収(平成23~29年の7中5平均)を乗じて得られた数量を配分する(①)。
- (2) 種子生産計画に基づき生産・確保された、主食用米向けの種子生産量(平成26~28年の3か年平均)を配分する(②)。
- (3) 平成29年産主食用米の事前契約数量を配分する(③)。
- (4) 県協議会が設定する県全体の生産目安から①②③を引いた残量を、地域協議会等の直近の水田台帳面積のシェアに応じて配分する(④)。
- (5) 緩和措置として、(1)~(4)の合計値が
  - ア 平成29年産米の生産数量目標を下回った場合、平成29年産米の生産数量目標と同数量とする。
  - イ 平成29年産米の生産数量目標の109.74%以上となった場合、109.74%とする。
- (6) (1)~(5)の結果生じた残量を、(4)~(5)の手順に準じて再配分する。

国から県への配分量  
241,239ト

県協議会が必要実績等を踏まえ設定  
259,913ト